

兵庫県公報

平成20年11月28日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（文書課） | 1 |
| 訓 令 | |
| ○ 決裁規程の一部を改正する訓令（人事課） | 3 |

公布された法令のあらまし

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（規則第69号）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、新たな公益法人制度が創設されることに伴い、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止し、次の規則について所要の整備を行うこととした。
- 1 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則
 - 2 兵庫県税条例施行規則
 - 3 行政組織規則
 - 4 職員住宅管理規則
 - 5 公舎管理規則
 - 6 中小企業高度化資金貸付規則
 - 7 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則
 - 8 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則

規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第69号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）

第1条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年兵庫県規則第15号）は、廃止する。

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（兵庫県税条例施行規則の一部改正）

第3条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第36号2ページの部2(1)及び3ページの部参考事項1中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

様式第40号3ページの部6中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

様式第41号1ページの部1中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同様式5ページの部9中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

様式第42号2ページの部1中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同様式6ページの部10中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

（行政組織規則の一部改正）

第4条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第15号を次のように改める。

(i) 公益社団法人又は公益財団法人の認定及び監督に関すること。

第14条の2中第20号を第21号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(ii) 民法（明治29年法律第89号）の規定により社団法人又は財団法人として設立された法人の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可及び監督に関すること。

（職員住宅管理規則の一部改正）

第5条 職員住宅管理規則（昭和37年兵庫県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（公舎管理規則の一部改正）

第6条 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第7条 中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に、「第4条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表11の項から14の項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

（県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則（平成10年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第4号注3(3)中「法第14条において準用する民法第51条第1項」を「法第14条」に改める。

様式第9号中「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

様式第11号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）

第9条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表5の項1中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改め、同項2中「第55条第3項若しくは第5項」を「第55条第6項若しくは第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例によることとされる同条の特例民法法人の業務の監督については、第1条の規定による廃止にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

兵庫県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程の一部を改正する訓令

決裁規程（昭和42年兵庫県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1企画県民部の部文書課の項局長専決事項の欄中2から5までを次のように改める。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。
- 3 公益法人認定法第11条第1項の規定に基づき、公益法人の主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。
- 4 公益法人認定法第25条第1項の規定に基づき、公益法人の合併による地位の承継を認可すること。
- 5 公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を勧告すること。
別表第1企画県民部の部文書課の項局長専決事項の欄中11を19とし、10を18とし、9を17とし、17の前に次のように加える。
- 15 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託整備法」という。）第2条の規定に基づき、受託者の辞任若しくは信託財産の取得を許可し、又は受託者を解任すること。
- 16 信託整備法第6条第1項の規定に基づき、信託の変更を命ずること。
別表第1企画県民部の部文書課の項局長専決事項の欄8中「信託法第72条」を「公益信託ニ関スル法律第8条」に改め、「受託者の信託財産の取得を許可し、又は」を削り、同欄中8を14とし、同欄7中「信託法第71条」を「公益信託ニ関スル法律第7条」に改め、同欄中7を13とし、13の前に次のように加える。
- 12 公益信託ニ関スル法律第6条の規定に基づき、公益信託の併合又は分割を許可すること。
別表第1企画県民部の部文書課の項局長専決事項の欄6中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第68条」を「第2条第1項」に改め、「の引受」を削り、同欄中6を11とし、5の次に次のように加える。
- 6 公益法人認定法第28条第3項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を命ずること。
- 7 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。
- 8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「法人整備法」という。）第44条又は第45条の規定に基づき、公益法人への移行を認定し、又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行を認可すること。
- 9 法人整備法第95条又は第96条第2項の規定に基づき、特例民法法人の基本財産の処分及び解散若しくは残余財産の処分を許可し、又は解散を命ずること。
- 10 法人整備法第125条第1項又は第129条第2項若しくは第131条第1項の規定に基づき、移行法人の公益目的支出計画の変更を認可し、又は移行法人に対し、必要な措置を命じ、若しくは認可申請法人の認可を取り消すこと。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。